

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長岡市役所

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.0%
全職員	62.4%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.9%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	94.8%
本庁係長相当職	93.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.6%
31～35年	88.0%
26～30年	88.3%
21～25年	90.3%
16～20年	85.2%
11～15年	83.2%
6～10年	85.0%
1～5年	87.6%

#### 【説明欄】

・算定にあたっては、特定の時期に一時的に任用される日々任用職員は対象外としている。また、短時間勤務（再任用短時間、育児休業短時間等）の職員及びパートタイム会計年度任用職員については、正規の勤務時間で働く職員との人数比率の均衡を取るため、個々の勤務時間数に応じて人数比率の換算を行っている。

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性に対する女性の割合は17.8%、住居手当の受給者に占める男性に対する女性の割合は60.0%である。（※任期の定めのない常勤職員）

・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は69.7%となっている。（※任期の定めのない常勤職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。